第 １０ 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和６年 ８ 月２２日

定 例 会

令和６年第１０回越谷市教育委員会議事録

招集年月日　　令和６年８月２２日

招集の場所　　越谷市役所第二庁舎３階　教育委員会室

開閉会日時　　開会８月２２日　午前１０時００分

閉会８月２２日　午前１１時５５分

出席委員

教育長	吉田　茂	教育長職務代理者	野口久男
委員	渡辺律子	委員	山口文平
委員	東　宏行	委員	足立夢実

欠席委員　　なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小泉隆行	学校教育部長	青木元秀
教育総務部副参事兼教育総務課長	會田　修	学校教育部副部長兼学校管理課長	五十嵐　治
教育総務部副参事兼生涯学習課長	川澄大治	学校教育部副参事兼学務課長兼小中一貫校整備室長	磯山貴則
スポーツ振興課長	坂巻孝二	指導課長	千嶋淳一
図書館長	茂木　実	給食課長	平野浩孝
生涯学習課調整幹兼科学技術体験センター所長	小抜麻衣子	教育センター所長	菊池邦隆
出羽公民館長	中村清彦	学校管理課調整幹	杉田直也
		指導課調整幹	二瓶　剛
		給食課調整幹兼第一学校給食センター所長	益本雅行
		教育センター調整幹	浜崎重靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課調整幹	鈴木理香

	議　　事	てん末
議事状況	教育長報告	
	・教育長専決第２４号について	
	・教育長専決第２５号について	
	・教育長専決第２６号について	
	議　　案	
	・第３８号議案　越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第３９号議案　令和６年度越谷市教育功労者等被表彰者の決定について	原案可決 （秘密会）
	その他	
	・第４期越谷市教育振興基本計画の策定に向けた「小中学生アンケート」の回収結果について	
	・「越谷市の水泳授業に係るアンケート」及び「民間プール活用に係るアンケート（大袋小学校）」の結果について	
	・いじめ防止対策推進法第２８条に基づく調査の実施について	（秘密会）
	・いじめ防止対策推進法第２８条に基づく調査の実施について	（秘密会）

◎開会の宣告

吉田教育長　それでは、これより８月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第１条第２項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、第39号議案並びにその他報告３及び４については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長　ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

（午前１０時００分）

◎教育長報告　「教育長専決第２４号について」

吉田教育長　はじめに、教育長報告「教育長専決第24号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長　それでは、教育長専決についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の１ページ及び追加議案の会議要項１ページをご覧ください。

去る８月８日の臨時教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました３件の専決事項について、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第２項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第２条第３項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第24号についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の３ページをご覧ください。

専決第24号　令和６年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和６年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別紙のとおり専決処理する。

令和６年８月15日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊１の令和６年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の２ページ及び３ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。３ページの表の一番下にございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回3,225万円を追加し、補正後の総額は62億2,379万6,000円となります。

歳入の内容でございますが、８ページ及び９ページの（１）歳入予算説明書をご覧ください。14款国庫支出金、２項国庫補助金、５目教育費国庫補助金につきましては、校内教育支援センター設置等に係る国庫補助金として、教育支援体制整備事業費補助金190万円を追加いたします。

次に、17款寄附金、１項寄附金、４目教育費寄附金につきましては、図書館に係る指定寄附がございましたので、図書館費寄附金７万円を追加いたします。

次に、20款諸収入、６項雑入、１目雑入につきましては、その他雑入として越谷市民文化祭及び市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金28万円を追加いたします。

次に、21款市債、１項市債、６目教育債につきましては、川柳公園庭球場改修工事に係る体育施設整備事業債3,000万円を追加いたします。

次に、歳出の内容でございますが、戻りまして５ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回２億7,917万3,000円を追加し、補正後の総額は154億829万7,000円となります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。18ページ及び19ページの事業別予算説明書をご覧ください。１項教育総務費、２目事務局費の教育活動支援事業につきましては、特別支援教育支援員等の配置に伴う会計年度任用職員報酬等として202万円を追加いたします。

次に、３目学校教育指導費の外国語指導事業につきましては、外国語指導委託料の契約額の確定に伴い3,100万円を減額いたします。また、学校教育支援事業につきましては、いじめ防止対策委員会に係る委員報酬として110万円を追加いたします。

次に、４目教育センター費の教育相談事業につきましては、教育相談事業に係る備品購入費及び国県支出金等返還金として、合わせて271万6,000円を追加いたします。

20ページ及び21ページをご覧ください。２項小学校費、１目学校管理費のうち施設管理費につきましては、小学校施設に係る植木管理等委託料の追加に加え、施設改修に係る修繕料、設計委託料及び改修工事費として、合わせて8,720万円を追加いたします。また、備品等整備事業につきましては、小学校に係る消耗品費及び備品購入費として、合わせて1,090万円を追加いたします。

３項中学校費、１目学校管理費のうち学校活動運営費につきましては、学校活動の運営に係る修繕料及び教科領域等負担金として、合わせて267万円を追加いたします。また、施設管理費につきましては、中学校施設に係る植木管理等委託料の追加に加え、施設改修に係る修繕料、設計委託料及び改修工事費として、合わせて１億1,800万円を追加するほか、22ページ及び23ページになりますが、備品等整備事業につきましては、中学校に係る消耗品費及び備品購入費として、合わせて510万円を追加いたします。

６項社会教育費、１目社会教育総務費のうち、文化財保護事業につきましては、市指定文化財

に係る修繕料として45万円を追加いたします。また、成人式開催事業につきましては、二十歳のつどい開催に係る会場設営等委託料として150万円を追加するほか、その他社会教育総務費につきましては、越谷市民文化祭における怪我に対する補償金として、歳入と同額の5,000円を追加いたします。

24ページ及び25ページをご覧ください。次に、４目図書館費の図書館活動運営事業につきましては、指定寄附金を活用した電子書籍使用料及び移動図書館車に係る修繕料として、合わせて57万円を追加いたします。

７項保健体育費、２目学校給食費のうち学校給食事業につきましては、学校給食栄養管理事業に係る消耗品費として100万円を追加いたします。また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係る備品購入費の追加に加え、施設改修に係る修繕料及び施設改修工事費として、合わせて1,584万円を追加するほか、26ページ及び27ページになりますが、その他学校給食費につきましては、国県支出金等返還金として564万7,000円を追加いたします。

次に、３目体育費のうち体育施設管理運営費につきましては、屋外体育施設に係る工事費として4,000万円を追加いたします。また、その他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の27万5,000円を追加いたします。

次に、４目市立体育館費の施設管理費につきましては、総合体育館に係る修繕料として500万円を追加いたします。

恐れ入りますが、６ページにお戻りください。（３）債務負担行為でございますが、追加が３件ございます。小学校施設改修事業につきましては、校舎及び設備等改修工事費について令和７年度まで、限度額1,700万円を設定いたします。また、中学校施設改修事業につきましても同様に、校舎及び設備等改修工事費について、令和７年度まで限度額7,000万円を設定するほか、給食センター施設設備修繕料につきましては、第二学校給食センターの蒸気ヘッダー取替修繕について、令和７年度まで限度額270万円を設定いたします。

次に、７ページをご覧ください。（４）地方債でございますが、追加が１件ございます。体育施設整備事業につきましては、川柳公園庭球場改修工事に伴い市債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

教育長専決第24号に係る報告は以上でございます。

吉田教育長　ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員　別冊１の20ページ、教科領域等負担金は、具体的に何なのかを教えていただきたいです。

吉田教育長　学校管理課長。

五十嵐学校管理課長　教科領域等負担金は少し分かりづらいかと思います。実際の内容は、埼玉県吹奏楽連盟の会費、埼玉県東部支部吹奏楽研究発表会に伴う参加負担金になります。補正の理由

といたしましては、今年度参加負担金が増額されたものですから、当初予算の金額で間に合わずに不足額を補正したものでございます。

吉田教育長　よろしいですか。

他にございますでしょうか。

山口委員。

山口委員　25ページ、蔵書等整備事業の寄附金７万円の電子書籍使用料を追加するということですけれども、７万円によって何冊分ぐらいの使用料になるかというのはあるのでしょうか。

吉田教育長　図書館長。

茂木図書館長　こちらは、ライセンス販売型という２年間とか回数とかの制限がないもので、ずっと使えるものを考えております。大体１タイトル当たり平均として約5,100円程度がかかるものですので、それを勘案しまして11から13タイトル程度を予定しております。

吉田教育長　よろしいですか。

山口委員　はい。

吉田教育長　他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長　なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告　「教育長専決第２５号について」

◎教育長報告　「教育長専決第２６号について」

吉田教育長　続きまして、教育長報告「教育長専決第25号及び第26号」につきましては、関連がございますので、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長　それでは、恐れ入りますが、追加議案の会議要項３ページをご覧ください。

専決第25号及び第26号について、関連がありますので一括してご報告いたします。このページの専決第25号及び７ページの専決第26号につきましては、令和２年度及び令和６年度に購入した小学校教師用指導書等の価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する額以上であったため、これらの財産の取得に関する追認の議案について、令和６年９月定例市議会に提案するものでございます。

今回の報告では、令和２年度の小学校教師用指導書等の購入に関する議案の原案である専決第25号を中心に説明させていただきます。

専決第25号　財産の取得について（小学校教師用指導書・小学校教師用教科書）の原案決定について。

財産の取得について（小学校教師用指導書・小学校教師用教科書）の原案決定について、別紙

のとおり専決処理する。

令和６年８月19日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の５ページをご覧ください。こちらは、令和６年９月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、小学校教師用指導書・小学校教師用教科書の取得について、予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定する額以上であるため、提案するものでございます。

次に、６ページをご覧ください。内容としまして、取得財産につきましては、小学校教師用指導書及び小学校教師用教科書。

契約の相手方につきましては、株式会社明詩社書店、代表取締役、中村弘一。株式会社文之堂、代表取締役、小暮進勇。株式会社多ヶ谷商店、代表取締役、多ヶ谷誠一でございます。

なお、契約ごとの指導書及び教科書の冊数並びに取得価格につきましては、恐れ入りますが、資料をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

また、７ページからの専決第26号につきましては、令和６年度における小学校教師用指導書等の購入に関する議案の原案であり、提案理由等につきましても、専決第25号の令和２年度における小学校教師用指導書等の購入に関する議案の原案と同様の内容となります。

なお、会議要項の10ページにございます令和６年度の小学校教師用指導書等の購入に係る契約の相手方につきましては、株式会社多ヶ谷商店、代表取締役、多ヶ谷行男。株式会社文之堂、代表取締役、小暮進勇でございます。

今回の各事案の概要につきまして、教師用指導書等の購入は教科書の採択が実施された年度の翌年度に購入しており、過去５年度以内では、令和元年度及び令和５年度に新たな教科書の採択が行われております。冒頭でも説明させていただきましたとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により予定価格が規定額以上である場合は、議会の議決を経て購入すべきところを議会の議決を経ずに購入していたことが判明したため、今回の令和６年９月定例市議会へ追認の議案提出となりました。

なお、児童・生徒用の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、国から無償配付されることから市では購入いたしません。

また、教師用の指導書等につきましては、全ての市区町村において同様に、一定の価格で教科書供給会社を経由して、取次書店から必要数を購入しております。今後はこのような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

専決第25号及び第26号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長　ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員　専決事項なので、全く異存はありません。冊子になったものはおそらく財産になると思うのですけれども、幾つかの教科書会社を見ると、今は指導書や教科書はデジタル化されていて、かなり使い勝手がいいものもあるようです。そのデジタル化されたものは、契約して使えるようになっているのかどうかというのが一つ目の質問で、二つ目の質問は、もしそれを使っているとしたら、使用料になるので財産には入らないということでよろしいでしょうか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　児童・生徒に関する教科書デジタル版に関しては、通常の教科書と同様に無償で配付されております。教師用の指導書に関しては、教科によって、デジタル版が出ているものとないものがございます。越谷市といたしましては、各教科セットで購入をしていますので、出ているものに関しては契約に含まれております。

吉田教育長　よろしいでしょうか。

東委員。

東委員　確認ですけれども、取得価格とあるのは、セットで買う場合はデジタル版の価格分を引いた額がここに出ているということですか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　各教科書会社によって価格が違い一定ではないので、あるものに関しては購入をしているということでございます。デジタル版の価格分が引かれているわけではないです。

吉田教育長　セット価格としてデジタル版が入っている場合についてはそれを購入しているということですね。デジタル版があるかないかは、教科書会社に聞かないと分からないですか。

指導課長。

千嶋指導課長　一覧が出ておりますので、分かります。

吉田教育長　よろしいでしょうか。

東委員　はい、分かりました。

吉田教育長　他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員　３点教えていただきたいのですけれども、まず教師用教科書の冊数の根拠、どのような形で合わせて7,605冊となっているのかということと、３社に分けて購入している理由、最後になぜこの３社なのか、２社は越谷市ですけれども１社はさいたま市岩槻区になっているので、その点を教えてください。

吉田教育長　３点ありましたけれども、指導課長。

千嶋指導課長　冊数に関しましては、今回の小学校の教師用指導書でございますと、小学校は担任の先生が基本的には全ての教科を教えるということになりますので、その担任の先生、つまりクラス数の冊数となります。市内の各学校クラス数の合計が冊数でございます。

また、３社に分けて購入している理由に関しましては、埼玉県には教科書供給所がございまして、その教科書供給所がどちらの取次書店かを決めておりますので、こちらがその数やどちらの取次書店をというわけではなく、埼玉県の教科書供給所が越谷市はこの３社、市内２社とさいたま市１社と決めております。その３社とも教科書が４月の年度初めに使用できるよう届かなければいけないということがございますので、教科書発送も取次書店からの近場のところを選んで、その取次書店が学校に配布しております。

吉田教育長　本市で決めているわけではなくて、県で既に取次書店が決めているので、それに基づいて３社が要項に載せてあるということですね。よろしいでしょうか。

渡辺委員　はい。

吉田教育長　他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長　なければ、この件については以上といたします。

◎第３８号議案　「越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について」

吉田教育長　続きまして、第38号議案「越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

平野給食課長　それでは、第38号議案　越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の５ページをお開きください。

第38号議案　越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について。

越谷市学校給食運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考について順次ご説明させていただきます。その際、敬称につきましては省略させていただきます。また、任期は前任者の残任期間となり、令和７年６月30日までとでございます。

越谷市学校給食運営委員会委員。

７号委員、中台貞子、越谷市食生活改善推進員協議会、新任。

令和６年８月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案の理由でございますが、選出母体における令和６年度の役職改選に伴い、松川惠子氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の６ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた１名を加えた、令和６年８月22日現在の越谷市学校給食運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

第38号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長　これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員　越谷市食生活改善推進員協議会という記載ですけれども、推進員の方を依頼してできている協議会なのかということと、具体的にどのようなことを協議されている団体なのかということを教えてください。

吉田教育長　給食課長。

平野給食課長　越谷市食生活改善推進員協議会でございますが、スローガンに「私達の健康は、私達の手で」を掲げておりまして、地域の人々とともに食生活を通じて元気で活力ある健康なまちづくりを推進する全国組織のボランティア団体となります。創立は昭和46年に創立されておりまして、現在会員数は21名の方がいらっしゃるということです。主な活動内容でございますが、保健センターや地区センター・公民館を会場に料理教室を開催したり、または市のイベントに参加したり、会員の学習会ということで、栄養や食生活についての学習をそれぞれされていると聞いております。

吉田教育長　ＮＰＯではないのですか。

給食課長。

平野給食課長　ＮＰＯではないです。

吉田教育長　山口委員。

山口委員　全国組織の越谷支部、そういう位置づけのボランティア団体ですか。

吉田教育長　給食課長。

平野給食課長　この推進協議会そのものが全国規模でありまして、その中に埼玉県支部と越谷支部と分かれていて、この団体は越谷市の支部の方々です。

吉田教育長　よろしいですか。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長　ないようですので、これより第38号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長　ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他　「第４期越谷市教育振興基本計画の策定に向けた『小中学生アンケート』の回収結果について」

吉田教育長　続きまして、その他の報告事項に入ります。

「第４期越谷市教育振興基本計画の策定に向けた『小中学生アンケート』の回収結果について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長　それでは、第４期越谷市教育振興基本計画の策定に向けた「小中学生アンケート」の回収結果についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の９ページをご覧ください。

ご案内のとおり、第４期越谷市教育振興基本計画につきましては、令和８年度から令和12年度までの５か年を計画期間としており、令和６年度、７年度の２か年をかけて計画策定を進めております。計画策定に向けた市民意見の取り入れの一環として「小中学生アンケート」を実施するに当たり、令和６年６月の定例教育委員会会議におきまして、委員の皆様からご意見をいただき、その後、こどもがより回答しやすいよう、Ｑ１の回答選択肢の内容や表現を見直した上で、令和６年７月16日から８月５日までの21日間をアンケート期間として実施いたしました。

アンケートの内容につきましては、設問項目は３問とし、１つ目といたしまして、「みんなが『魅力ある学校』だと思える『越谷市の学校』にするには、どうすればよいと思いますか？」、２つ目といたしましては、「Ｑ１で答えた理由をおしえてください」、３つ目といたしましては、「『越谷市の学校』をよりよくするための意見やアイデアをおしえてください」といたしました。

Ｑ１につきましては、現計画における施策の方向に紐づけた回答選択肢を設定し、こどもが意見を出しやすいよう、かつ特定の施策に偏らないよう選択肢は８つといたしました。Ｑ２及びＱ３につきましては、広くこどもの意見を聴取するため自由入力としております。

アンケートの回収結果につきましては、小学４年生から６年生は4,231人、中学１年生から３年生は4,744人、合計8,975人から回答をいただいております。令和６年５月１日時点における市内の児童生徒数に対する割合は、それぞれ小学校が48.3％、中学生が56.6％、全体といたしましては52.4％となっております。

また、アンケート結果につきましては、現在集計中でございますが、集計が終了次第、教育委員会会議において改めて報告させていただきます。その後、ホームページ等により公表をする予定としております。

第４期越谷市教育振興基本計画の策定に向けた「小中学生アンケート」の実施についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長　ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員　まだ途中経過ということなので、分かる範囲で構わないのですが、回答率は多分Ｑ１はこのパーセンテージだと思うのですけれども、２と３の自由入力というのはどの程度だったかとい

うのは今の段階では分かりますかということ、また、この自由入力をどうやって分析するのか、コンサルタントでどんな手法で分析するのかが分かれば教えていただければと思います。

吉田教育長　教育総務課長。

會田教育総務課長　Ｑ２、Ｑ３の回答率ですが、全てはまだ見てはおりませんが、Ｑ２についてはＱ１から２つ選択できるという形になっていますので、回答率としてはほぼＱ１の回答率と同じ程度で、空白は目立ってはいなかったと記憶しております。

分析の仕方につきましては、現在、実際自由入力がどういうものなのか、Ｑ１の回答に対する現在の施策に小中学生が必要だと思っている内容等についてを、クロス集計的なものも含めて回答集計をするに当たっては、コンサルタントとまだ詰めておりません。市の教育委員会の施策に偏るような形ではなくて、公平な内容でどういうものが市として欠けているのか、もしくは小中学生がどういうものを望んでいて、それに対して現状の計画ではどのような部分が足りないのかというところも含めて考察するような形で、次期の計画にはどういうものを重点的に取り扱ったらいいかというようなものを考える上で、その参考材料としたいと考えております。

吉田教育長　今後の考察に役立つように、今後コンサルタントと事務局で詰めていくということでよろしいですか。

會田教育総務課長　はい。

吉田教育長　よろしいですか。

東委員。

東委員　これは、今大体どこもクロス集計で終わらせているところが多くて、私も幾つか関わったのですけれども、今生成AI、チャットGPTなどで結構精度高く、機械的にやってくれるので、生成AIを使うと意外と分類がうまくいったりすることがあって、それが絶対正しいというわけではないのですけれども、コンサルタントと話し合いながら客観的なデータが出てくるといいなという期待です。

吉田教育長　コンサルタントと相談してください。

事務局として、Ｑ１の回答に関する選択肢はどれを選んだか、今後詰めていくのだろうけれども一応の数ぐらいは出ていると考えていいのかな。

會田教育総務課長　はい。

吉田教育長　よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長　他になければ、この件については以上といたします。

◎その他　「越谷市の水泳授業に係るアンケート」及び「民間プール活用に係るアンケート（大袋小学校）」の結果について

吉田教育長　続きまして、「越谷市の水泳授業に係るアンケート」及び「民間プール活用に係るアンケート（大袋小学校）」の結果について、指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長　それでは、「越谷市の水泳授業に係るアンケート」及び「民間プール活用に係るアンケート（大袋小学校）」の結果についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の10ページをご覧ください。はじめに、「越谷市の水泳授業に係るアンケート」についてでございますが、本調査は、今後の本市における水泳授業の在り方を検討するため、小学５・６年生とその保護者、中学１・２年生とその保護者、小学校の関係教職員、中学校の管理職及び保健体育科の教職員、各小・中学校の学校運営協議会委員を対象に、令和６年２月16日から３月13日までの27日間をアンケート期間として実施いたしました。

アンケートの回収結果につきましては、全体で１万3,029人から回答をいただき、57.4％の回収率となっております。

続きまして、会議要項の11ページをご覧ください。アンケート結果の概要でございますが、水泳授業について多くの児童生徒が楽しいと感じている一方、多くの保護者は改善が必要と考えており、保護者、児童生徒とも「泳法が身につかない」という意見が多くありました。保護者からは、「時間が少ない、不足している」、「中止になることが多い」という意見も多くありました。

民間プールの活用については、対象者のいずれからもおおむね肯定的な意見が多くありました。近隣学校プールの共同利用については、教職員の７割以上が否定的な意見で、その理由といたしましては、「移動が負担になる」、「日程の確保が困難になる」、「他の授業への影響」が多く挙げられました。

なお、対象者ごとの回答結果につきましては、12ページから17ページにございますので、恐れ入りますが、会議要項をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

続きまして、会議要項の18ページをご覧ください。次に、大袋小学校における「民間プール活用に係るアンケート」でございますが、令和６年４月定例教育委員会会議でご報告させていただきましたが、令和６年度の大袋小学校の水泳授業は、本市のモデル事業として民間プールを活用し、水泳授業を実施いたしました。実施期間は、令和６年５月７日から令和６年７月16日までで、各学年１回の授業を２時間扱いとし、計４回を実施いたしました。モデル事業実施後に大袋小学校の全児童、保護者、関係教職員を対象に、令和６年７月16日から７月31日までの16日間をアンケート期間として実施しました。

アンケートの回収結果につきましては、全体で671人から回答をいただき、71.2％の回収率となっております。調査結果の概要につきましては、対象者のいずれからもおおむね肯定的な意見や、民間プールの活用を継続したいとの意見が多く挙がりました。一方、保護者からは、デメリットとして「移動が負担になる」や「移動中の事故が不安である」といった意見も多くありました。

今後、記述回答の内容の集約や分析を行い、モデル事業としての成果と課題を整理してまいります。

なお、対象者ごとの回答結果につきましては、19ページから23ページにございますので、恐れ入りますが、会議要項をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

これらのアンケート結果やいただいた貴重なご意見を参考にしながら、本市としての水泳授業の在り方の方向性を検討してまいります。

「越谷市の水泳授業に係るアンケート」及び「民間プール活用に係るアンケート（大袋小学校）」の結果についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長　ただいまの説明に対してご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者　全体を通してみて、丁寧にアンケートを取っていただいたと思いました。意見としては、水泳については苦手なお子さんもいるので、少し抵抗感を示すお子さんもいらっしゃると思うのですけれども、おおむね良好だと感じました。

また、23ページの教職員のアンケートを見ても、民間プールでの取組については前向きだと思いました。よく体育主任を中心に、小学校だと曜日ごとに学年が順番に朝、例えば塩素をまくとか濃度を測りに行くとか、帰りも測る、あるいは時間ごとに塩素濃度を測って安全を確保していくなどがなくなったということは、教職員にとっても負担は減ったと感じました。ずっとそれらを経験してきた者としては、移動の時間は大変なのかと思っていたのですけれども、この教職員のアンケートを見て、前向きにみんなで打合せをして、楽しい雰囲気をつくろうということでやってきてくれた成果だとは思うのですけれども、大変良好だったと思いました。

吉田教育長　足立委員。

足立委員　保護者の方の回答もありますが、今回この民間プール活用事業を実施するに当たって、保護者の方は見学とかできたのですか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　保護者の参観は、希望があれば学校に伝えていただいて、学校から事業者に報告をいたしまして、できております。

吉田教育長　足立委員。

足立委員　結構見られた方は多かったですか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　数は正確には把握しておりませんけれども、何回か保護者の方がお見えになりますということは聞いておりますので、何人か参観を行っております。

吉田教育長　よろしいですか。

東委員。

東委員　とても興味深い結果で、このアンケート結果はどう活用されるのか少し知りたいのですけれども、この結果を受けて水泳の授業の方法などを変えていくのか、その辺の大枠を教えていただけますでしょうか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　まず、各学校にアンケートさせていただいたものに関しては、現状をまず把握して、課題等を洗い出すというものですけれども、大袋小学校のアンケートは、民間プールのモデル事業として今回実施してみてどうだったかというもので、検証をしてまいりたいと考えております。今後の方向性といたしましては、民間プールの活用もとてもいい方向ではあるのですけれども、越谷市内で全ての学校が活用できるかというと、事業者との関係もございますので、なかなか難しいところかと思いますので、民間プールの活用と自校のプールの活用等をいろいろ考えながら計画を立てていきたいと考えております。その計画等に関しましては、また教育委員会会議にご報告をさせていただきたいと思っております。

吉田教育長　よろしいですか。

東委員。

東委員　意見になりますが、民間プールの活用は、おおむね保護者も教職員も学校運営協議会委員でも大体いいですねという方向だと思うのですが、近隣学校のプールを共同で利用するという部分が、学校運営協議会委員と教職員と保護者で随分と違うのです。正反対の結果で、どういうふうに考えたらいいのかなと思いました。あまり意見が異なり過ぎていると実施は難しいのかなとは受け止めたところです。この辺どんなふうになっていくのかというのをもし分かれば教えていただきたいのと、気になったのが、学校運営協議会委員の回収率が６割、60％前半なのです。これは本来、学校の基本的方針を承認する立場の方々の回答率が６割というのは少し低いのではないかなと私は思うのですけれども、もしかしたら調査方法等にも由来しているのかもしれないのですが、なぜこんなに低い数字なのか、分かったら教えていただきたいという２点です。

吉田教育長　２点目のご質問について、指導課長。

千嶋指導課長　学校運営協議会委員の皆様に対するアンケートですけれども、こちらは反省点だと思っております。まず、任意であったということ、またオンラインでの回答であったこと、紙での回答もお願いはしたのですけれども、特に学校に学校運営協議会委員の皆様に催促をお願いすると言ったわけではなかったというところもございましたので、このような結果になってしまったと考えております。

吉田教育長　反省しているのなら再度取り直しをしてください。これは重要課題でもあるわけだから、この回収率では少ないと思います。ご意見伺った上でないと、と思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長　では、そのようにしてください。何らかの形で再度アンケートを取り直すということで、よろしくお願いします。

学校管理課長。

五十嵐学校管理課長　１点目のご質問についてと、その前のご質問の補足について、お答えいたします。まず補足から、今回のアンケートですけれども、学校のプールがかなり老朽化しているということもございます。ご存じのとおり大袋小学校のプールは、区画整理の関係で１回解体をしなければならないので、今回は新設をせずにモデル事業として民間委託でやったというところがあります。今後、プールの改築等も想定されるわけですけれども、財政的な負担も大きいということで、他の自治体でも検討しているところですけれども、越谷市としてもプール、水泳授業の在り方について方向性を示すべきだろうということで、その検討を始めるに当たって、まずは全ての学校の児童生徒、保護者、教職員、それから学校運営協議会の皆様からご意見を伺いました。また、大袋小学校で行ったモデル事業の結果を検証するということで、アンケートを実施しました。これらの結果を参考にして、先ほど申し上げた今後の越谷市のプール、水泳授業の在り方について、議会等でも答弁しているのですけれども、令和７年度までにお示しする予定でございます。

次に、近隣学校、他校のプールの利用については、学校の先生方は、プールがある学校とプールがない学校とで先生方の負担が全然違ってくるというところ、学校間の調整がかなり難しいだろうというご回答もありましたので、そういったところをご心配されているのかと思います。逆に保護者の方や学校運営協議会の皆様は、そういった事情は考えずに、単純にコストの削減、そういった効果が見込まれるということで違った回答になったのかと分析をしております。このようなご意見も踏まえて、方向性については検討してまいりたいと考えております。

吉田教育長　他にございますでしょうか。

山口委員。

山口委員　23ページ、教職員の方からのアンケートの回答結果なのですけれども、右上の質問「民間インストラクターの水泳指導について」は満点の回答なのですけれども、一方で左下の下から２番目「児童が課題を見付けたり、伝えたりすることができたか」については、「できた」が一番少なくなっているのです。教え方は上手なのだけれども、児童に課題を伝えたりすることがうまくいっていなかったのかとも読めてしまうのですけれども、教えるのはいいのだけれども、生徒自身が自分で課題を見つけたりさせるという、学校の先生的な部分がうまくいっていなかった等、そういう分析はあるのでしょうか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　実際に授業では、インストラクターが完全に中心となってという形ではなくて、学校のプールで行う水泳授業と同様に、学校の先生が中心となって行い、その補佐として一緒にイ

ンストラクターの先生が行うという形ですので、インストラクターの先生の指導によって児童の課題が見つからなかった、伝えられなかったというわけではなくて、先生が日頃も思っているところでのこの質問に対する回答だろうと捉えております。

吉田教育長　実際に担当した先生が答えているのか、それとも担当した先生ではない人も答えているのか、これはどちらですか。

千嶋指導課長　担当した先生が答えております。完全に「できた」と全ての先生が答えているのではないところが課題かもしれません。

吉田教育長　これは是正する必要がありますね。どうしてそうなってしまっているのか、というところですね。

渡辺委員。

渡辺委員　アンケートの回答は、管理職も含まれていますけれども、管理職も指導したということですか。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　管理職は、実際の指導としてプールサイドにおり、見学などをしていたのですけれども、実際に指導してはおりません。管理職の目線としてということです。

吉田教育長　ご質問があったように、インストラクターだけに頼って指導しているわけではないという回答があったわけですから、アンケートの結果からだけ見ると、そのとおりになっていないということです。だから、一体どうなっているのかという疑問は残るので、この辺は詰めてください。今後の課題として指導できるように、こういう結果にならないように、インストラクターと教職員との間での指導の連携を深められるようにしていかないといけないと思います。よろしくお願いします。

千嶋指導課長　はい、分かりました。

吉田教育長　よろしいでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員　15ページ「教職員の回答結果」の上から３つ目「水泳指導（水泳授業）を行う中で」の「指導内容が身に付かない」は先生が教えているけれども、指導内容が子どもたちに身につかないという解釈でよろしいでしょうか。「指導技術が足りない」は、先生側の指導技術が足りない、先生側の児童生徒の評価が何なのか、評価の仕方が分からないのか、見学者の指導なのか、この辺りというのはやはり先生方の教材研究の分野だったり指導力の分野だったりして、そこに先生方が課題を感じているということでよろしいのでしょうか。

そもそもこの３つの区分の仕方についてなのですけれども、例えば「プール施設設備の管理において」に課題を感じているというのは分かるのですけれども、設置者側の問題だと思うのです。プールの破損老朽化とかコストの負担とかそういうところが問題だということであって、水泳を

民間でやるのかやらないのか、建て直すのか、そういう全体的な大枠を考えたときに、実際に現場に立って指導をするときの課題と、そのプールの老朽化というところは、分けて検討したほうがいいと思うのです。先ほどのご説明にあったように、プールが老朽化していることが問題で、今後どうするのかということで、民間を活用するのか、それとも近隣の小学校で合同として実施するのかというところなのですけれども、それは民間プールが近くにあるからというのはいいと思うのですけれども、ある小学校は民間のプールが近くにないから近隣と合併してやらなければいけないというように、多分いろいろなパターンが出てくると思うのです。そのときにしっかりと説明がつくような教育委員会としての方針をつくっていかないとまずいなと感じました。

吉田教育長　指導課長。

千嶋指導課長　１点目の「水泳指導（水泳授業）を行う中で」の課題ですけれども、教職員個人が技術不足と思っている部分があるのかと思いますが、「指導内容が身に付かない」というものには、各学校で今年度に計画していた授業数ができなかったというような、屋外でやる場合に中止になってしまったりすることもあったので、授業時数が足りなく内容が身につかないというところがあると捉えております。

吉田教育長　水温が高過ぎて実施が可能でなかったことなどですか。

千嶋指導課長　はい。気温と水温が高過ぎると実施できません。

吉田教育長　追跡すると、大人になってから泳げないとの回答が多かったということがありました。授業時数の多さは必然的につながってくるものだと思うのですけれども、今回のことについてはそういう特殊な事情も、やれなかった授業があるということも中に入ってしまっているのかもしれないということですかね。

学校管理課長。

五十嵐学校管理課長　委員さんがおっしゃる、もう１点の委託にするのか近隣学校と共同で使うのか、またはそれ以外のところかというところは、先ほど申し上げた、今後方向性を考える中でこういった条件だとこれが適しているのだろうというものをお示ししながら、判断の材料にできるようにしていきたいと思います。

吉田教育長　よろしいですか。

渡辺委員　はい。

吉田教育長　他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長　他になければ、以上を踏まえて進めてください。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、９月27日金曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長　では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長　それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

（午前１１時５５分）

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教育長　吉岡　茂

委員　野口久男

委員　渡辺律子

委員　山口文孝

委員　東宏行

委員　足立菊実

書記　教育総務課調整幹　鈴木理香